

第 11 回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会 会議録	
日 時	平成 31 年 3 月 13 日 (水) 15 時 00 分～16 時 40 分
開 催 場 所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出 席 者	<p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷 和夫 (東京海洋大学 教授)</li> <li>・稲垣 秀輝 (株式会社環境地質 代表取締役社長)</li> <li>・海老原 佐江子 (秋法律事務所 弁護士)</li> <li>・二木 幹夫 (一般財団法人ベターリビング 上席参与)</li> <li>・齊藤 広子 (横浜市立大学 教授)</li> </ul> <p><b>【横浜市建築局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒田 浩 (建築局企画部防災担当部長)</li> <li>・山本 和弘 (建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長)</li> <li>・吉澤 直 (建築局企画部建築防災課担当係長)</li> <li>・佐々木 哲 (建築局企画部建築防災課担当係長)</li> <li>・酒井 良 (建築局企画部建築防災課)</li> <li>・小野 裕人 (建築局企画部建築防災課)</li> <li>・都築 早織 (建築局企画部建築防災課)</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漆原 順一 (建築局宅地審査部長)</li> <li>・杉浦 達彦 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当課長)</li> <li>・高野 洋一 (建築局宅地審査部宅地審査課担当係長)</li> <li>・櫛座 有咲 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当)</li> <li>・中村 和也 (建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当)</li> </ul> <p><b>【受託者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア航測株式会社 3 名</li> </ul>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
議 題 等	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第 10 回委員会の議事録確認</p> <p>(2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 第二次スクリーニング実施に向けた地元説明会の実施報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 第二次スクリーニングの実施と技術指針の作成について</p> <p>3 事務連絡</p> <p>4 閉会</p>
決 定 事 項	—

議 事	<p>審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部での検討がまだ十分でない情報であり、それを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること</li> <li>・また、現在検討中の未成熟な情報が含まれており、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条第 2 号、同条第 3 号及び第 7 条第 2 項第 5 号に基づき非公開とします。</li> </ul>
資 料 ・ 特 記 事 項	<p>1 資料</p> <p>【資料－1】第 10 回横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会会議録  【資料－2】第二次スクリーニング実施に向けた地元説明会の実施報告について  【資料－3】横浜市における第二次スクリーニングの進め方について  【資料－4】技術指針（調査編）で整理すべき項目について  【資料－5】第二次スクリーニング対象地区に係る技術指針（案）【調査編】  【資料－6】調査編トピックス①「表面波探査のやり方（報告）」  【資料－7】調査編トピックス②「地盤調査の調査数量」  【資料－8】調査編トピックス③「室内土質試験と三軸圧縮試験」  【資料－9】表面波探査結果の報告  【資料－10】個別地区における調査計画（案）</p> <p>【参考資料－1】第二次スクリーニング実施に向けた地元説明会配布資料  【参考資料－2】説明会資料における委員からの意見への対応について  （第 10 回委員会）  【参考資料－3】個別説明におけるご意見への対応について</p> <p>※ 会議が非公開のため、資料についても非公開</p> <p>2 次回開催について</p> <p>日時 平成 31 年 7 月（予定）  場所 未定</p>

※本会議録は委員及び会議関係者で確認の上、内容を確定しています。